

岐 阜 県 公 報

目 次

岐阜県都市計画公聴会の開催

(都 市 政 策 課)

ペー
ジ

公 示

号 外 (一) 平 成 二 十 二 年 八 月 十 日

岐阜県都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、美濃加茂都市計画区域マスタープラン（整備、開発及び保全の方針）に関する都市計画の変更について、岐阜県都市計画公聴会を開催するので、岐阜県都市計画公聴会規則（昭和四十五年岐阜県規則第五十九号）第三条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年八月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 日時及び場所

都市計画 区 域	日 時	場 所	関係市町
美濃加茂	平成二十二年九月三日 (金) 午後六時から	美濃加茂市蜂屋町 上蜂屋三二九九 一 みのかも文化の森 一階緑のホール	美濃加茂市 坂祝町 富加町 川辺町

二 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案の概要

別記一のとおり

三 都市計画の案の閲覧場所及び閲覧期間

1 閲覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課において閲覧に供するほか、美濃加茂市建設水道部都市計画課、坂祝町産業建設課、富加町産業建設課及び川辺町基盤整備課において閲覧に供する。

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週 (火 曜 日) 発 行 (休 日 に 当 た る)

平 成 二 十 二 年 八 月 十 日

2 閲覧期間

平成二十二年八月十一日(水)から同年八月二十五日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで

四 公述の申出方法

- 1 公聴会において意見を述べようとする者は、平成二十二年八月二十五日(水)までに千五 八五七 岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県都市建築部都市政策課へ別記二による公述申出書を一部提出すること。なお、郵送により提出する場合は、期限までに必着のこと。
- 2 公述申出書の提出は、持参又は郵送によるものとし、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認めない。
- 3 公述の内容は、都市計画の案の範囲とする。

- 4 公述人の数は十名以内とする。公述の申出が十名を超える場合は、公述を申し出た者のうち意見の趣旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公聴会において意見を述べる者を選定の上、公聴会前日までに本人に通知する。
- 5 公聴会に関する問い合わせ先
岐阜県都市建築部都市政策課(電話〇五八 二七二 一一一一 内線三七五五)、美濃加茂市建設水道部都市計画課、坂祝町産業建設課 富加町産業建設課及び川辺町基盤整備課

六 その他

公述申出書の提出期限までに公述の申出がない場合には、公聴会を開催しない。公聴会を開催しない場合には、その旨を県ホームページに掲載する。公述人の陳述の要旨は県ホームページに掲載する。

別記一

一 都市計画の目標

本区域では、人・自然・産業をキーワードに、中部圏における連携を図りながら個性ある都市づくりを進めることとし、基本理念を「人と産業、そして豊かな自然が生ずる、魅力あふれる都市づくり」とし、この実現に向けたまちづくりの基本目標を次のとおり示す。

- 1 「住み続けたいくなる」まちづくり
- 2 「自然とふれあう」まちづくり
- 3 「人とふれあう」まちづくり

4 「活力のある」まちづくり

二 地域ごとの市街地像(まちづくりのイメージ)
本区域を次のとおり区分し、地域ごとに目指すべきまちづくりのイメージを示す。

地域区分	住宅地区		沿道商業地区	中心商業地区		工業地区	農業地区	自然・レクリエーション地区
	一般住宅地区	住宅専用地区		各中心商業地区	各中心商業地区			
おおむねの位置	区域南部及び東部の商業地周辺の既成市街地及び本区域南西部の国道二一号沿道	美濃加茂インターチェンジ南部の住宅団地	国道二一号、国道四一号、国道二四八号バイパス線等、中心商業地区と連担する主要幹線道路沿道	JR古井駅周辺、JR中川辺駅周辺及びJR坂祝駅周辺	JR美濃太田駅南側、JR美濃太田駅北側の商業団地及び旧中山道沿道地区	中心市街地北西部における既存工業団地の拡大地区や富加町西部及び川辺町西部に新たに計画検討されている工業団地	美濃加茂インターチェンジ南部の丘陵地や本区域東部の飛騨川沿い、本区域南西部の木曾川沿いに既に工場が立地している地区	木曾川や飛騨川、本区域北部・東部・南西部の森林
目指すべきまちづくりのイメージ	より暮らしやすい住環境への誘導	ゆとりとうるおいのある住宅地の形成	通過交通の活力を地域の活性化につなげる商業地	地域住民のふれあいのある商業地の創出	圏域の顔となる魅力ある商業地の創出	産業拠点としての強化を指した工業地の形成	より効率的な生産環境の形成	自然を活かした交流の推進

三 区域区分（市街化区域と市街化調整区域）の決定の有無

本区域では、次の理由により区域区分を定めない。

1 本区域の人口は緩やかな増加を示しているものの鈍化傾向にあり、計画的な基盤整備等による市街地内未利用地の有効利用により無秩序な市街化を抑制することが可能なため、市街地拡大の可能性は低いと考えられること。

2 商業系土地利用に関しては商業地の拡大や、用途地域や特定用途制限地域の指定及び地区計画制度の導入により、工業系土地利用に関しては、計画的な工業用地造成の実施や地区計画制度等の導入により土地利用をコントロールすることが可能であること。

3 市街地においては、市街地整備と用途地域の指定等による土地利用コントロールにより、良好な環境を有する市街地を形成することが可能であること。

4 保安林、農業振興地域における農用地区域の指定に加え、特定用途制限地域等の活用により無秩序な開発の抑制を図る。

四 主要な都市計画の決定の方針

1 土地利用に関する方針

(一) 住居系

森山住宅団地や新池住宅団地、中部台住宅団地、坂祝町加茂山・酒倉地区周辺に配置し、戸建て住宅を中心とした、ゆとりと潤いのある住環境の保全・創出を誘導する。

J R 美濃太田駅北側の既成市街地周辺及び森山住宅団地や新池住宅団地の学校等の施設立地地区、西町周辺地区、坂祝町加茂山地区に配置し、高層住宅の混在を避けるなど、計画的な土地利用を誘導する。

一般住宅地は既成市街地全般に配置し、また用途地域内の未利用地については計画的な都市基盤整備を推進することにより、宅地化の促進を図る。

(二) 商業系

J R 美濃太田駅南側や J R 美濃太田駅北側の商業団地、旧中山道沿道地区、J R 坂祝駅周辺に配置し、それぞれの地区の個性を活かしつつ、回遊性を高め、歩いて楽しい市街地形成を進める。

美濃加茂市森山商店街や国道四一号沿道地区を含む J R 古井駅周辺地区に配置し、基盤整備による商業環境の整備を推進し、J R 中川辺駅周辺は、地域住民の生活に密着した近隣商業機能の保全・充実を図る。

国道四一号、国道二四八号バイパス線及び中心商業地や近隣商業地と連担する主要幹線道路沿道に配置し、沿道サービスの向上と後背地の住宅地の環境保全に配慮しつつ、沿道型商業施設の立地誘導を図る。

大規模集客施設が立地している J R 美濃太田駅北側の商業団地および国道四一号と国道二四八号バイパス線の交差点北東部を大規模集客施設立地エリアとして位置付け、機能の維持・更新を図る。

(三) 工業系

美濃加茂インターチェンジ南部の工業団地、中心市街地北西部における既存工業団地、新規工業団地の開発が計画されている富加町西部及び開発が検討されている川辺町西部に配置し、周辺環境と調和を図る。

2 都市施設の整備に関する方針

(一) 交通施設

(都) 東海環状自動車道と本区域における幹線道路網とのネットワークを確立し、活性化への有効活用並びに隣接する都市との広域ネットワークの確立を図る。

(都) 東海環状自動車道のインターチェンジなどへのアクセス強化を図り、美濃加茂市と坂祝町、富加町、川辺町の一層の均衡ある発展と連携強化を図る。

歩道等の歩行者空間のバリアフリー化を推進し、特性に応じたユニバーサルデザインの導入を図り、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが安全かつ快適に歩行できる空間の確保を推進する。

公共交通の充実と自動車交通との連携強化を図る。

鉄道は、岐阜・飛騨方面に向かって J R 高山本線、可児市方面に J R 太多線、関方面に長良川鉄道越美南線を位置付ける。

(二) 下水道及び河川

公共水域の水質保全と公衆衛生の向上を図るため、公共下水道事業を継続し、処理区域の拡大等を推進する。

雨水排除事業にも積極的に取り組む、排水対策を推進するとともに、流域全体の保水機能の維持向上のため、開発事業者に対し、雨水流出抑制などの対策を実施する指導を図る。

し尿処理施設は、公共下水道の進捗状況に合わせ、浄化槽等からの切り替えを促進していくとともに、施設の環境整備を図り、し尿・汚泥の適切な処理、

再生利活用（肥料等）の取組みを推進する。

3 市街地開発事業に関する方針

(一) 新たな市街地需要に対して、計画的かつ具体的な市街地開発事業により良好な市街地環境の整備を図る。

(二) 住商混在地区については、特定用途制限地域等の指定についても検討する。

(三) 住宅開発が進む地域は、地区計画制度の導入等により、良好な住環境と秩序ある町並み整備を図る。

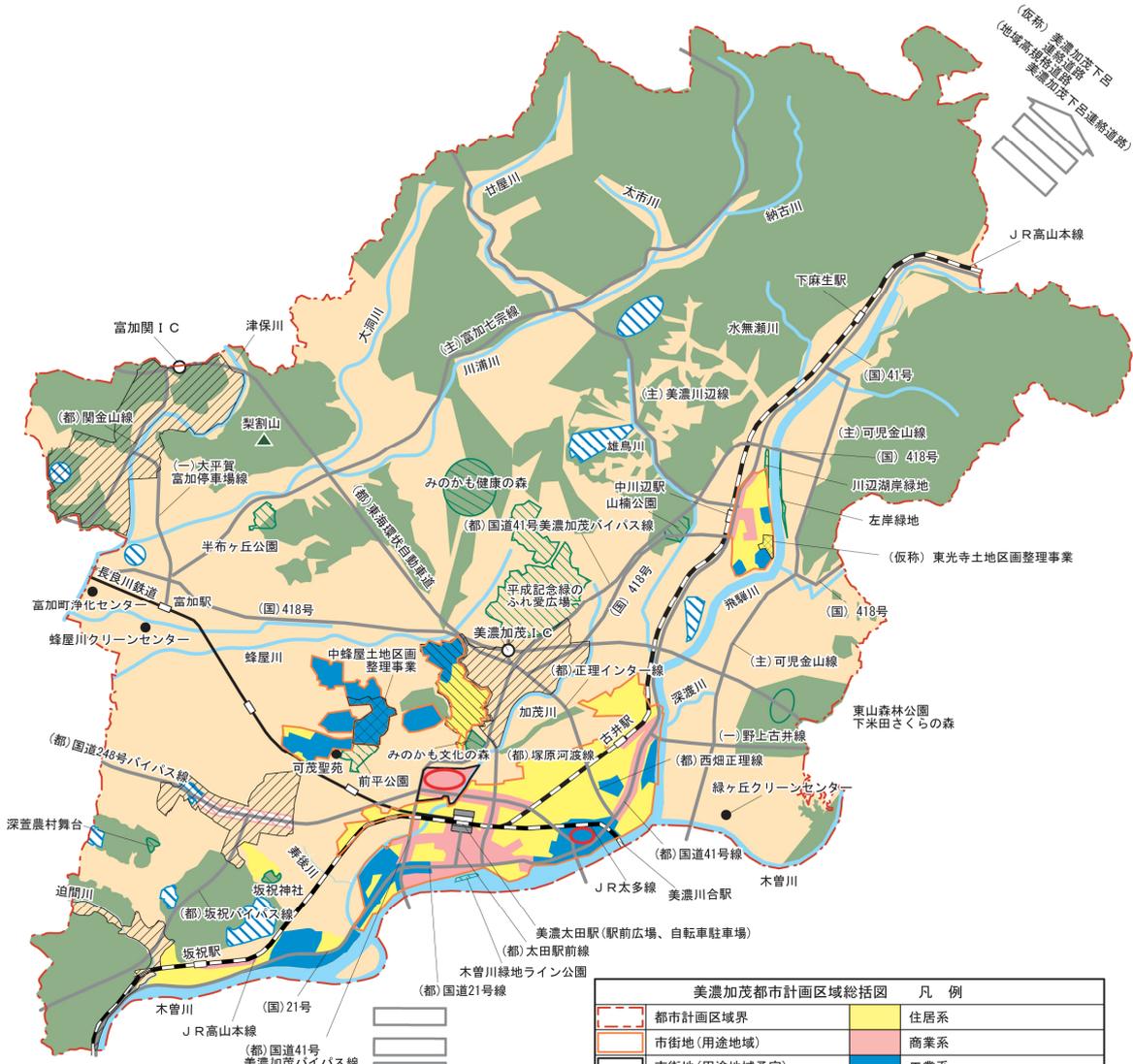
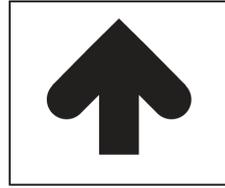
4 自然的環境の整備又は保全に関する方針

(一) 川や丘陵地の森林等の良好な自然環境の保全・有効活用を図る。

(二) 美濃加茂市における市街地開発が南部から北部方向へ進行している中で、中部丘陵地や北部山林の森林保全に努める。

五 「四 主要な都市計画の決定の方針」に基づき、主な土地利用、都市施設及び市街地開発事業のおおむねの位置を示す図面は、総括図のとおりとする。

美濃加茂都市計画区域 総括図



	都市計画区域界		住居系
	市街地(用途地域)		商業系
	市街地(用途地域予定)		工業系
	特定用途制限地域		商業系(市街地外)
	市街地開発事業		工業系(市街地外)
	主要な道路		その他(農地、集落地)
	主要な道路(構想)		その他(森林他)
	駅前広場		主要な公園・緑地等
	鉄道		地区計画
	主要な河川		大規模集客施設立地エリア
	その他主要な都市施設		

(注) 大規模集客施設は、大規模集客施設立地エリアに位置づけられていない箇所でも、以下の場合には立地可能です。

- ・現状で商業地域、近隣商業地域又は準工業地域に指定されている場合(特別用途地区等により制限されている場合を除く)
- ・個別に広域調整手続きを行い、都市計画を決定又は変更した場合

別記二

公述申出書

平成 22 年 8 月 10 日付けで岐阜県公報に登載された美濃加茂都市計画区域又
スタープランの都市計画変更案(素案)について、次のとおり意見を述べたい
ので申し出ます。

平成 年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

公述申出人

住 所

(ふりがな)

氏 名

TEL

印

意見の要旨及びその理由

- (注) 1 用紙はA4判の大きさとしてください。
 2 意見の要旨とその理由を区分して記載してください。

平成二十二年八月十日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市数田南一丁目一番一号
岐 阜 県 庁

編 集

各務原市テクノプラザ

― ブイ・アール・テクノセンター